

(別表 1)

## 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
<b>I. 現状</b>
<b>(1) 地域の災害リスク</b>
吉野ヶ里町は、佐賀県の東部に位置し、佐賀市から東へ約10km、福岡市から南へ約30kmの場所にあり、北は福岡市、福岡県那珂川市、西及び南は神埼市、東はみやき町・上峰町に隣接している。町域は南北に細長く、中央から南側は佐賀平野の北端部に含まれる平地であるが、長崎自動車道より北側の地域は、脊振山地の南端部にあたる山がちな地形である。
当町の気候は、比較的温和で、西日本特有の気候地帯であるが、冬季には山間部で路面凍結や積雪を見るなど、四季の変化がはっきりした地域である。また梅雨期及び秋の台風の時期には往々にして風水害による被害を受けている。
当町は、県内においても比較的自然災害が少ない地域であるが、平成22年7月には、町北部の永山地区で大雨による土石流が発生し、県道中原・三瀬線と町道永山・坂本峠線を寸断する大規模災害となった。
<b>(洪水：防災マップ)</b>
筑後川及び田手川の洪水予報区間について、最大規模の降雨による浸水想定をしており、町内の田手川周辺の平野部においては浸水深0.5m以上～3.0m未満の浸水想定区域が多く広がっている。
また、町南部の箱川地区では、筑後川の影響をうけ、浸水深3.0m以上～5.0m未満の浸水想定区域となっている。
<b>(土砂災害：防災マップ)</b>
長崎自動車道以北の地域には、土砂災害警戒区域が多く存在している。
なお、町内には土石流危険渓流箇所が50箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が38箇所指定されており、そのすべてが当該地域に存在する。
<b>(地震：J-SHIS)</b>
当町付近には、小城市小城町松尾付近から吉野ヶ里町立野付近にかけてほぼ東西方向に延びる、佐賀平野北縁断層帯や、福岡県糸島市から鳥栖市神辺にかけて、日向峠一小笠木峠断層帯がある。地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年間で震度5弱以上が起こる可能性は町中心部の吉田地区で59%、中山間地の石動地区で47%、南部の箱川地区で79%で南にいく程軟弱地盤となっている。
<b>(その他：ため池ハザードマップ)</b>
当町には20ヶ所のため池があり、大規模地震や集中豪雨等により決壊した場合にどのような被害となるかを想定している。浸水では、0.5m～1.0mを想定し、決壊後5分後、10分後にはどの地区まで被害が拡大するかを想定した地図を作成されている。
<b>(感染症)</b>
新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的に急速なまん延によって、当町においても多くの町民が健康は基より生命にまで重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況（令和7年4月1日現在）

・商工業者数 417事業者／ 小規模事業者数 312事業者

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況）
商工業者	建設業	61	56	町内に広く分散
	製造業	58	28	吉田地区北部の工業団地、立野地区に多い
	卸売業	10	9	町内に分散
	小売業	99	71	幹線道路沿い、吉田地区に多い
	飲食・宿泊業	66	55	幹線道路沿い、吉田地区に多い
	サービス業	85	72	幹線道路沿い、人口密集地に多い
	その他	38	21	町内に広く分散

(3) これまでの取組み

1) 当町の取組み

- ・ハザードマップの作成及び更新
- ・防災計画の策定及び見直し
- ・防災訓練の実施
- ・防災備蓄品の整備
- ・防災無線の整備
- ・災害情報メール配信システムの導入

2) 当会の取組み

- ・佐賀県中小企業団体中央会が主催するB C P算定セミナーの開催周知
- ・B C Pに関する国・県の施策の情報発信
- ・佐賀県火災共済協同組合と連携した水害保証等の加入推進

## II. 課題

当町は、山間部以外は自然災害が少なく、平野部に多い事業所は災害についての認識が薄い傾向にあり、特に売上利益の維持拡大が最優先の小規模事業者にとっては、B C P策定は優先順位が低く、周知の継続が必要といえる。

また、B C P策定支援や保険・共済についても、経営指導員、支援員の知識が不十分であり、B C Pの普及が進まない一要因ともなっている。

加えて、今後コロナウイルス感染症の時のようなパンデミックを起こすような感染症に、商工会職員が感染した場合、県内商工会全体の機能が一定期間停止する危険性も考えられ、佐賀県商工会連合会や近隣商工会との連携も不可欠となる。

また、感染症対策において、町内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体

調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

### III. 目標

- ・町内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知しB C P作成を促す。
- ・災害発生後、速やかな復興支援が行えるよう、また町内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内においての連絡体制の整備、行動体制の確認、町並びに関係機関との連絡体制の構築を図る。

#### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

##### （1）事業継続力強化支援事業の実施期間

（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

##### （2）事業継続力強化支援事業の内容

吉野ヶ里町商工会（以下、当会）と吉野ヶ里町（以下、当町）の役割分担・体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

###### <1. 事前の対策>

- ・自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

###### ① 町内小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回時にハザードマップ等を用いながら、事業所が立地する場所の想定される自然災害等の程度、また、その影響を軽減するための取組みや対策（損害保険・共済等、行政の支援策の活用等）について説明する。

- ・当会のホームページや全会員事業所への情報提供・お知らせ便、メーリングリストを活用して、国、県の施策情報やB C Pの必要性、事業継続力強化計画認定事業所の紹介等を行う。

- ・行政や関係機関、損保会社等が開催するB C Pに関するセミナーへの積極的に参加を促し、災害対策への基礎知識習得を目指す。

- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者へ周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、I Tやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

###### ② 町内小規模事業者に対する事業継続力強化計画の策定支援

- ・災害発生リスクの高い地域や事業所から策定提案先をリストアップする。

- ・事業継続力強化計画策定並びに認定申請に関しては個別の支援を行い認定につなげていく。

###### ③ 当商工会の事業継続計画の策定

- ・佐賀県商工会連合会の「仕事の進め方～大規模災害編～」を参考に、令和7年度事業継続計画を策定。（別添）

#### **④ 関係団体等との連携**

- ・関係機関や町内の 1 つの金融機関に、当町の B C P 普及啓発ポスター やハザードマップの掲示を依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予想しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関、損保会社等が主催する B C P に関するセミナー等へリストアップした、必要性の高い事業者から順に、個別に参加を促していく。

#### **⑤ フォローアップの実施**

- ・町内小規模事業者の B C P 策定への取組状況の確認を行う。
- ・近年、特に水害の規模が拡大する中、計画実行の状況等を当町と確認・協議しながら必要に応じて改善点等について提案していく。

#### **⑥ 当該計画に係る訓練の実施**

- ・自然災害（マグニチュード 6 強の地震や豪雨災害）が発生したと仮定し、当会、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は年 1 回開催する）。

### **< 2. 発生後の対策 >**

自然災害の発災時での最優先は、人命救助と被災者の災害救助、次に事業経営の停止や遅延の回避することを、当町、当会は十分踏まえたうえで、下記のとおり町内の事業者支援対策を実施する。

#### **① 緊急対応の実施可否の確認**

- ・当会は、発災後、就業日であれば午前 7 時 30 分までに、休業日であれば 1 時間以内に職員 6 名の安否確認（電話だけでなく、S N S 等を活用した安否確認や業務従事の可否、被害状況や道路状況等）を行い、当会と当町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### **② 応急対応の方針決定**

- ・当町は、家屋被害や道路状況など、住民生活全般に係る大まかな被害状況を当会へ隨時提供するとともに、事業資産等の被害に関して知り得た情報も共有する。
- ・当会は、町内事業者における事業資産等の大まかな被害状況を当町へ隨時報告するとともに、家屋や道路状況など生活基盤の被害状況に関して知り得た情報も共有する。
- ・当町において、被害状況や被害規模に応じて決定された応急対策に従い、当会においても必要な支援体制を取る。
- ・職員全員が被災する等により、応急対応が出来ない場合の役割分担、代替支援体制を決定する。

**<被害状況の目安>**

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>町内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li> <li>被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>町内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない地区については、大規模な被害が生じているものと考える。

- 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

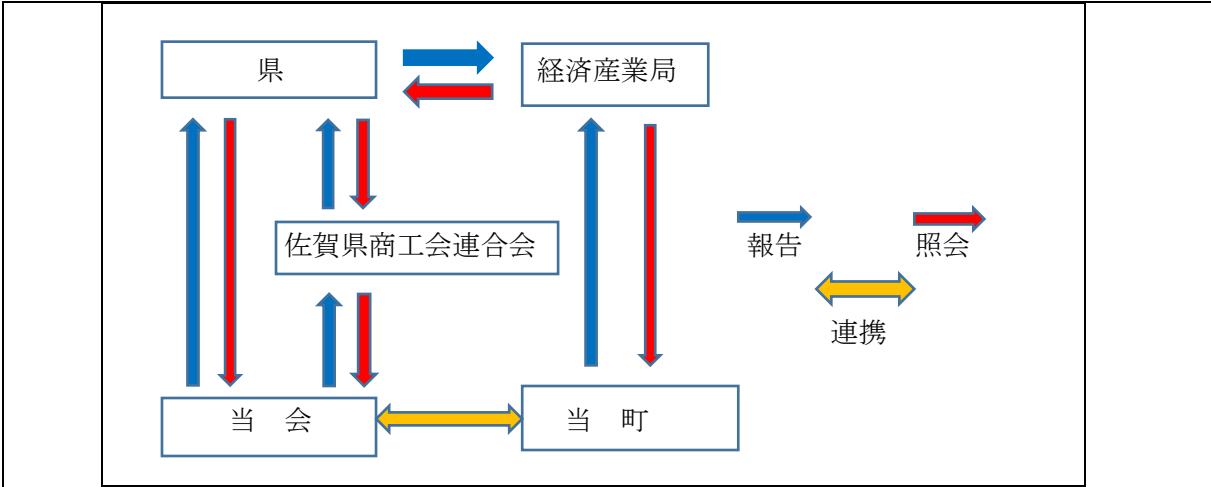
発災後～2週間	発災直後は必要に応じ複数回共有し、2日目より1日に2回共有する。(午前、午後)
2週間～1か月	1日に1回共有する。(午後5時)
1か月～2か月	1週間に1回共有する。(月曜日午前中)
2か月～3か月	2週間に1回共有する。(第1・3月曜午前中)
3か月以降	必要に応じて共有する。

※災害の規模により共有頻度は協議の上変更する場合がある。

- 当町は、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

**<3. 発災時における指示命令系統・連携体制>**

- 自然災害等発生時に、町内の小規模事業者の被害状況の迅速な収集、当町をはじめ関係機関への報告、指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での情報収集や支援業務の遂行手段・人員体制について決定する。
- 当会と当町が共有した情報を、県の指定する方法で当会又は当町より県へ報告する。
- 感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法で当会又は当町より県へ報告する。



#### <4. 緊急対応時の町内小規模事業者に対する支援>

- ・当会と当町は、相談窓口の開設方法について協議、決定する。(当会においては、国・県の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。)
- ・相談窓口や特別相談窓口の設置場所は、安全性が確認された場所かつ新型コロナウイルス感染症等の状況も検討し、あらかじめ協議した順位により設置する。
- ・町内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、町内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の設置等を行う。

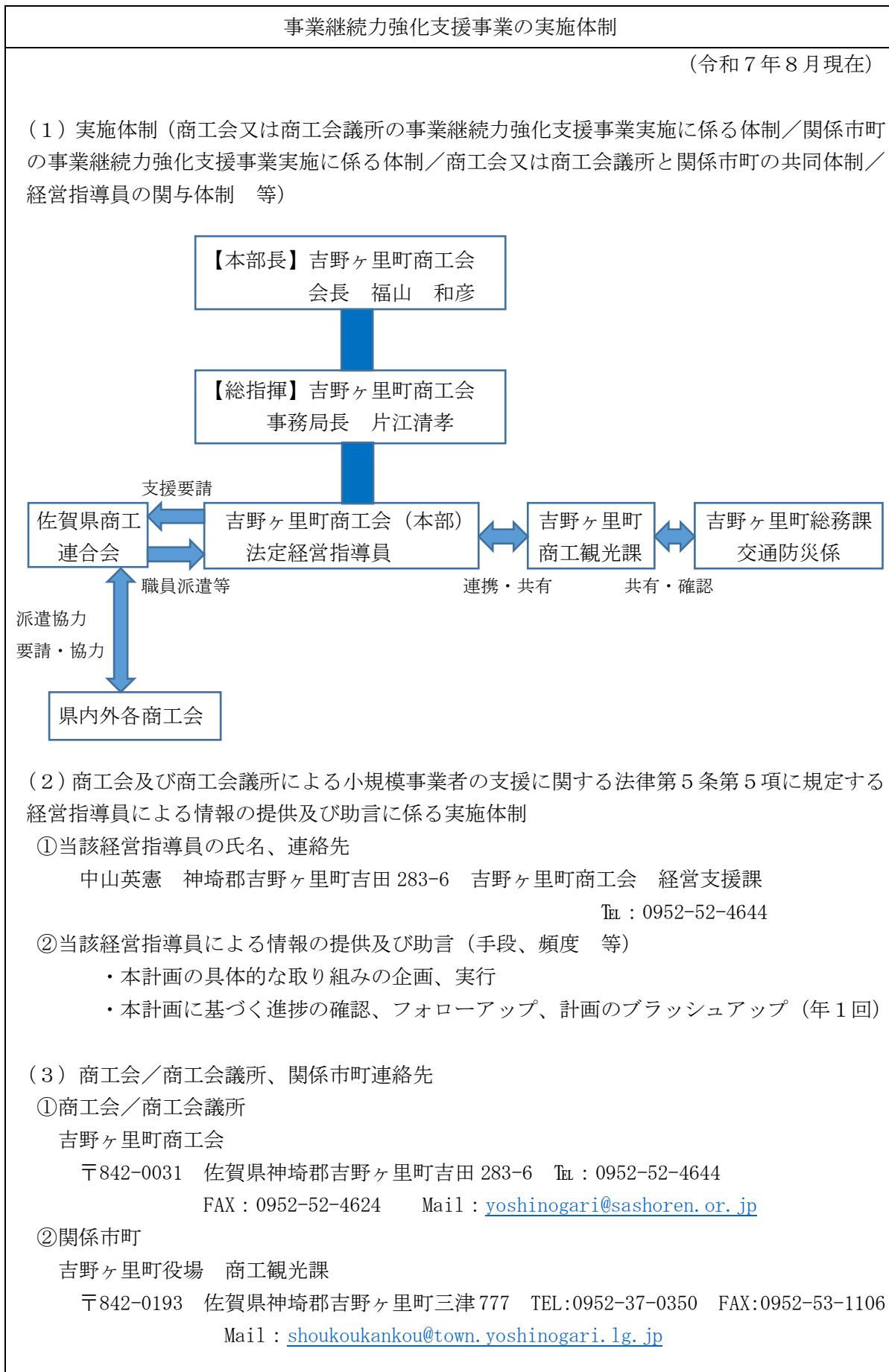
#### <5. 町内小規模事業者に対する復興支援>

- ・当会、当町は、国や県、県商工会連合会の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災した小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域などからの応援派遣等を県や県商工会連合会に相談・要請する。
- ・町内企業の状況を踏まえ、他市町の商工会・商工会議所と被災事業者の代替が可能な企業マッチングを行い、サプライチェーンの維持に努める。
- ・支援にあたっては、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、感染拡大の懸念等がある場合は、オンライン等を活用した支援も検討する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

## 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額					
セミナー開催費	60	60	60	60	60
通信費	20	20	20	20	20
備蓄品購入費	100	50	100	50	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・手数料収入・事業収入・補助金（国・県・町）

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
なし	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	